

地方交付金規程

(交付金の定義)

- 1、この法人の地方組織（地方会・支部）の運営のため、協会本部から交付される資金を地方交付金とする。また、地方学会、運動療法機能訓練技能講習会など、地方組織の通常の運営と区別される資金を特別地方交付金とする。

(交付金の管理)

- 2、地方交付金、特別地方交付金の管理は、この規程による。

(交付金の算定方法)

- 3、地方交付金の算定方法は、当該年の基準日（当該年前年の12月1日）の会員数により行い、均等割りと会員数割の合計額とする。
特別地方交付金の算定方法は、各事業の予算申請を財務局長が審査し、理事会の承認により交付金額を決定する。

(地方交付金の交付方法)

- 4、地方交付金は、地方会単位で算定し、各地方会での傘下支部との配分割合は、地方会執行委員会の申請によるものとする。
特別地方交付金は、事業を申請した地方組織（地方会・支部）に直接交付する。

(交付金の管理責任者)

- 5、地方交付金の出納・保管に関しては、各地方会・支部に出納責任者を置く。
出納責任者は、地方会執行委員長・支部長とする。また、特別地方交付金の出納責任者は、各事業の執行責任者（地方学会長、技能講習会実行委員長など）とする。

(交付金の会計処理)

- 6、出納責任者は、財務に関する書類（現預金出納帳、領収書などの証憑、銀行口座通帳など）の作成、保管をおこない、会計年度の四半期ごとに協会本部への収支報告を行わなければならない。
また、特別地方交付金の出納責任者は、事業の終了時に事業全体の収支決算報告を協会本部に行わなければならない。

(会計年度)

- 7、交付金の会計年度は、法人の会計年度に準じて、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(契約)

- 8、地方交付金、特別地方交付金に係る契約は、会長・地方会執行委員長・支部長・各事業を執行する責任者（地方学会長、技能講習会実行委員長など）が行う。

(規程の改廃)

- 9、この規程の改廃は、理事会において行う。

附則

この規程は、平成28年10月16日から施行する。